

# 固定資産評価額通知書 交付廃止のお知らせ

このたび、当市と名古屋法務局岡崎支局との間において、地方税法第422条の3の規定に基づく通知を電子化し、書面による当該通知を廃止することについて合意に至りました。

これに伴い、令和7年12月31日をもって固定資産（土地・家屋）評価額通知書の無料交付を終了いたします。

**廃止年月日**

**令和7年12月31日**

○固定資産（土地・家屋）評価額通知書に代わり、登録免許税の課税標準額の確認に活用可能な帳票等

- ・固定資産・都市計画税 課税明細書
- ・土地・家屋名寄帳
- ・固定資産（土地・家屋）評価証明書

○その他の変更点

- ・愛知県司法書士会専用の「固定資産課税台帳等登載事項証明申請書（土地・家屋）」を用いての申請は受付できなくなりますので、ご注意ください。
- ・すべての市税証明書の代理申請において、書面による所有者または相続人等の同意確認（委任状）が必要となります。

お問い合わせ

岡崎市役所 資産税課 償却資産係

電話 0564-23-6107